

広島県告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を三次市役所の掲示場に掲示した。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所有者の氏名
三次市作木町大山字大香呂五、五〇 三次市作木町大山字大香呂甲五二 三次市作木町岡三淵字岡三三の二 三次市作木町岡三淵字高平一八から一三一まで 三次市作木町岡三淵字立籠山一四〇の二 三次市作木町西野字矢田一二七の八 三次市作木町上作木字門田山但夏山三二七	山本弘良 向井恵子 本崎博 黒河正信 小野昭子 日野孝太郎 小田昌壯、中原弘

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について